

## 協働事業用物品の借用に関するルール

協働自治推進課が所有する協働事業用物品（以下物品）の借用について、以下のとおりルールを定めますので、利用団体の責任者の方は周知徹底をお願いします。

### ～物品の借用について～

#### 【借用できる団体】

- ① 提案型協働事業を実施する市民活動団体
- ② 市内を活動拠点とし、市内で公益的かつ非営利の活動をする市民活動団体
- ③ その他市長が認める者

#### 【借用目的】

上記の団体は、次に定める事業を実施する場合に借用を申請することができる。

- ① 提案型協働事業を実施する場合
- ② さやま市民大学事業を実施する場合
- ③ 市内で公益的かつ非営利の活動をする場合
- ④ その他市長が認める場合

#### 【借用物品】

借用可能な物品は次のとおりとする。

- |                                            |      |
|--------------------------------------------|------|
| ・ アンプ（ワイヤレスマイク含む）                          | 2セット |
| ・ 簡易テント（2.9m×2.9m）                         | 2張   |
| ・ 協働事業用のぼり旗（提案型協働事業）                       | 10枚  |
| ・         //         （わたしたちがつくる笑顔あふれるまち狭山） | 2枚   |
| ・ のぼり旗用ポール                                 | 10本  |
| ・ のぼり旗用台                                   | 5個   |
| ・ 簡易テーブル（120cm×60cm）                       | 2台   |
| ・ 交通整理用誘導灯                                 | 4本   |
| ・ 協働によるまちづくり紙芝居（題目：まちづくり18才の決意）            | 2冊   |

#### 【借用方法】

借用を希望する場合は、使用日の3日前までに「物品借用申請書」を協働自治推進課に提出するものとし、借用期間は最長2週間とする。

#### 【注意事項】

- ・ 借用希望が重複した場合は、原則として申請順としますが、提案型協働事業と市民大学事業で使用する場合はそちらを優先させていただきます
- ・ 物品を破損、紛失させた場合は、団体の費用負担で現状回帰をお願いします
- ・ 借用期間中に起きた事故等については、協働自治推進課では一切の責任を負いかねますのでご承知ください
- ・ 不明な点は協働自治推進課にご相談ください（04-2953-1111 内線 2511）